既存計画への追記による水害時の避難確保計画の作成方法

１．計画の目的に「水害時の避難」追記

（目的）

　また、水防法第１５条の３第１項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

２．水害時の防災体制の項目を追加

　水害時においては、次の防災体制をとる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・大雨・洪水注意報発表  ・氾濫注意情報発表  　□寝屋川流域  ・寝屋川（治水緑地）  ・第二寝屋川（照明橋地点）  　　・恩智川（住道地点）  　　・恩智川（治水緑地地点）  　　・平野川（太子橋地点）  　□大和川 | 気象情報等の情報収集  洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・当施設の町丁目に「警戒レベル３ 高齢者等避難」の発令  ・大雨警報（浸水害）・洪水警報発表  ・氾濫警戒情報発表  　□寝屋川流域  ・寝屋川（治水緑地）  ・第二寝屋川（照明橋地点）  　　・恩智川（住道地点）  　　・恩智川（治水緑地地点）  　　・平野川（太子橋地点）  　□大和川 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 保護者・入院（所）者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・当施設の町丁目に「警戒レベル４ 避難指示」の発令  ・大雨特別警報発表  ・記録的短時間大雨情報発表  ・氾濫危険情報発表  　□寝屋川流域  ・寝屋川（治水緑地）  ・第二寝屋川（照明橋地点）  　　・恩智川（住道地点）  　　・恩智川（治水緑地地点）  　　・平野川（太子橋地点）  　□大和川 | 施設内全体の避難誘導  （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。） | 避難誘導要員 |

３．水害時の情報収集及び伝達の項目を追加

　（１）情報収集

　　　水害時に収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報、洪水予報、水位到達情報 | テレビ（データ放送）、ラジオ、インターネット（気象庁HP、大阪府　河川防災情報）等 |
| 「警戒レベル３ 高齢者等避難」、「警戒レベル４ 避難指示」、「警戒レベル５ 緊急安全確保」 | 防災行政無線、エリアメール/緊急速報メール、市ウェブサイト、Facebook、Twitter、テレビ（データ放送）等 |

　　・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

　　・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

　（２）情報伝達

　　別紙○の「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

４．水害時の避難誘導の項目を追加

　　水害時の避難場所、避難経路、避難誘導及び避難方法については、下記のとおりとする。

　（１）避難場所

　　①屋外への避難

　　　水害時の避難場所は、「名称：○○○○○　住所：○○○○○○○○○」とする。

　　②屋内での避難

　　　周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の○階の○○○（建物内のより安全な場所）へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

　（２）避難経路

　　①屋外への避難

　　　別紙○「避難経路図（屋外避難）」のとおりとする。

　　②屋内での避難

　　　別紙○「避難経路図（屋内避難）」のとおりとする。

　（３）避難誘導

　　・避難にあたっては、どこへ、どうやって避難を開始するのかを施設職員、利用者等に周知する。

・屋外へ避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

　　・浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者を確認する。

（４）避難方法

①屋外への避難

　　　　避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。

　　　　　車両による移動：車両○台　○人（利用者○人、施設職員○人）

　　　　　徒歩による移動：○人（利用者○人、施設職員○人）

②屋内での避難

　　　　本施設の○階の○○○への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

【解説】

既存の計画に規定されている地震時の避難場所、避難経路等が水害時と同一の場合、それを引用することができます。

（例）

地震時の避難場所・避難経路に定めるとおりとする。

（※ただし、屋内避難が既存の計画に規定されていない場合は、追加してください。）

５．水害時の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を追加

　　地震時の準備品に加えて、水害時に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備または資機材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等 |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、紙おむつ、常備薬等  施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具 |

【解説】

既存の計画に、地震時の準備品がすでに規定されている場合は、水害時に不足する資機材を追記してください。

６．水害時に係る防災教育及び訓練の項目を追加

　（１）毎年○月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　（２）毎年○月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。